

平成31年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月14日）

建設委員会・分科会

【議案関係】

○ 建設政策課	秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例等の一部を改正する条例案について	・・・・・・	1
	秋田県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例案について	・・・・・・	5
○ 道 路 課	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・・・・	7
○ 建築住宅課	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について	・・・・・・	9
	秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例案について	・・・・・・	11
	秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・・・・	15

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例等の一部を改正する条例案について

平成31年2月14日
建設政策課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の一部の施行に鑑み、建設部関係条例の使用料等の額を改定する必要がある。

2 改正内容

次の使用料等の額を引き上げることとする。（第1条～第7条関係）

条 例	使 用 料 等	所管課
秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例（平成12年秋田県条例第97号）	土石等の採取の収益料	建設政策課
秋田県道路占用料徴収条例（昭和43年秋田県条例第18号）	道路占用料	道 路 課
秋田県河川流水占用料等徴収条例（平成12年秋田県条例第102号）	流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料	河川砂防課
秋田県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年秋田県条例第103号）	土石採取料	河川砂防課
砂防法施行条例（平成15年秋田県条例第32号）	土石採取料	河川砂防課
秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成12年秋田県条例第106号）	土砂採取料	港湾空港課
秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）	設置又は管理に係る使用料、占用に係る使用料、行為に係る使用料及び施設等の使用料	都市計画課
秋田県十和田湖公共下水道条例（平成3年秋田県条例第14号）	十和田湖公共下水道使用料	下水道課
秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）	港湾施設使用料	港湾空港課

秋田県入港料徴収条例（昭和53年秋田県条例第10号）	入港料	港湾空港課
秋田県空港管理条例（昭和56年秋田県条例第13号）	空港着陸料、停留料及び駐車場の駐車料金	港湾空港課
秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成11年秋田県条例第36号）	センターハウス研修室等の使用料	港湾空港課

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年10月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】

消費増税への対応として統一的な基準により改定を行う。

<統一基準>

(1) 共通事項

現行使用料の税抜き額に1.1を乗じて算出

(2) 金額単位、時間単価等の統一

① 原則として10円単位に統一

② 同一施設における「時間単価」、「面積単価」を原則として統一

③ 上記により大幅な改定となる場合は、必要な調整を行う

(改定率:0.9~1.1)

※ 秋田県立都市公園条例のみ①及び②に該当。③は該当なし

別表 使用料等の改定内容

- 1 秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例（土石等の採取の収益料）
- 2 秋田県道路占用料徴収条例（道路占用料）
- 3 秋田県河川流水占用料等徴収条例
（流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料）
- 4 秋田県公共海岸占用料等徴収条例（土石採取料）
- 5 砂防法施行条例（土石採取料）
- 6 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例
（土石採取料）
- 7 秋田県空港管理条例（空港着陸料、停留料）

上記の1～7に共通

区 分	新	旧
各使用料等の消費税率（算出して得た額に乗じる）	1. 1	1. 08

8 秋田県立都市公園条例

主な区分			新	旧
県立中央公園県営屋根付きグラウンド				
4/1～10/31 貸切使用	一 般	一面一時間 につき	1,220円	1,200円
アマチュアスポーツ	学生・生徒・児童		550円	540円
11/1～3/31 貸切使用	一 般		1,430円	1,400円
アマチュアスポーツ	学生・生徒・児童		650円	640円

9 秋田県十和田湖公共下水道条例

区 分	排 除 汚 水 量		新	旧
基本使用料	1 0 m ³ 以下		990円	972円
従量使用料	1 0 m ³ を超え 3 0 m ³ 以下	1 m ³ につき	121円	118.8円
	3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ 以下		176円	172.8円
	5 0 m ³ を超える部分		275円	270円

10 秋田県港湾施設管理条例

主な区分		新	旧
岸壁使用料（船舶の総トン数1トンにつき）		5.17円	5.07円
野積場使用料（使用面積1m ² につき1日）		1.21円	1.18円
ガントリークレーン使用料（30分につき）		34,782円	34,149円
トランスファークレーン使用料（1時間につき）		6,739円	6,616円

1 1 秋田県入港料徴収条例

区 分	新	旧
入港料（船舶の総トン数1トンにつき）	2.42円	2.37円

1 2 秋田県空港管理条例

(1) 午後10時15分から翌日の午前6時までの駐車料金（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	520円	510円
立体駐車場	370円	360円

(2) 駐車時間24時間ごとを上限とする駐車料金（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	1,050円	1,030円
立体駐車場	730円	720円
第一駐車場及び第二駐車場	520円	510円
第三駐車場	320円	310円

(3) 480時間（20日）までの駐車料金の上限額（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	2,100円	2,060円
立体駐車場	2,930円	2,880円
第一駐車場及び第二駐車場	2,100円	2,060円
第三駐車場	1,250円	1,230円

1 3 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例

区 分	新	旧
センターハウス研修室及び会議室の使用料	370円	360円

※上記条例案における新旧対照表については、「委員会提出資料【議案関係・別冊】」を参照

秋田県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法関係手数料徴収条例案について

平成31年2月14日
建設政策課

1 制定理由

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地法」という。）の施行により、土地使用权等の取得の裁定を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 制定内容

所有者不明土地法の規定による裁定の申請に係る手数料を、損失の補償金の見積額（以下「見積額」という。）に応じ、次のとおり徴収する。

（申請1件につき）

見積額	手数料の額
10万円以下の場合	27,000円
10万円を超え 100万円以下の場合	27,000円に見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた額
100万円を超え 500万円以下の場合	75,600円に見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた額
500万円を超え 2,000万円以下の場合	211,600円に見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額
2,000万円を超え 1億円以下の場合	264,100円に見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額
1億円を超える場合	360,100円

3 施行期日

この条例は、平成31年6月1日から施行することとする。

【参考】所有者不明土地法の概要

(1) 背景

人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加している。

公共事業の推進においては、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施の支障となっている。

こうした状況の中、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、所有者不明土地法が平成30年6月13日に公布され、平成31年6月1日から全面施行されることとなった。

(平成30年11月15日に一部施行)

(2) 法律の概要(平成31年6月1日施行)【手数料徴収条例対象】

○所有者不明土地の利用の円滑化

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)

土地収用法の事業認定等を受けた事業について、収用委員会に代わり、特定所有者不明土地^(※1)の所有権を都道府県知事の裁定により取得することができる。

(土地収用法の特例)

② 地域福利増進事業^(※2)の創設(使用権の設定)

都道府県知事が公益性等を確認し、必要かつ適当であると認めるときは、特定所有者不明土地について都道府県知事の裁定により使用権(最長10年)を設定し、事業を実施することができる。

※1 特定所有者不明土地とは、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく、現に利用されていない所有者不明土地。

※2 地域福利増進事業とは、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。例:公園、直売所(購買施設)等

※(平成30年11月15日施行済)

○所有者の探索を合理化

- ・事業を実施しようとする者は、土地所有者の探索に必要な情報の提供を市町村長等へ請求し、その情報を利用することができる。
- ・長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官がその旨等を登記簿に記録することができる。

○所有者不明土地の適切な管理

- ・所有者不明土地の適切な管理のために必要がある場合は、地方公共団体の長等は、財産管理人の選任を請求することができる。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成31年2月14日
道 路 課

1 改正理由

道路法第39条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、指定区間内の国道にあつては政令、県管理道路にあつては条例で定めることとされている。

占用料の額の計算における面積や長さの端数処理方法について、国ではより精緻に占用料の額を算出するために政令を改正しており、今回、県条例においても国と同様にこの端数処理方法を改正するものである。

2 改正内容

表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さについて0.01㎡又は0.01m未満の端数を切り捨てて計算する（現行は1㎡又は1m未満切り上げ）。

	現 行	改正後
計算例	1.429m → 2m (小数点以下切り上げ)	1.429m → 1.42m (小数第3位以下切り捨て)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 5px;">別表(第二条関係)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="padding: 5px;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇七</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">八</td> <td style="padding: 5px;">表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	別表(第二条関係)		略	備考	一〇七	略	八	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	九	略
別表(第二条関係)											
略	備考										
一〇七	略										
八	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。										
九	略										
旧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 5px;">別表(第二条関係)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="padding: 5px;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇七</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">八</td> <td style="padding: 5px;">表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	別表(第二条関係)		略	備考	一〇七	略	八	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。	九	略
別表(第二条関係)											
略	備考										
一〇七	略										
八	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。										
九	略										

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

平成31年2月14日
建築住宅課

1 改正理由

県営矢留改良住宅児童遊園及び同改良住宅集会所の使用の実態等に鑑み、これらの施設を廃止する必要がある。

2 改正内容

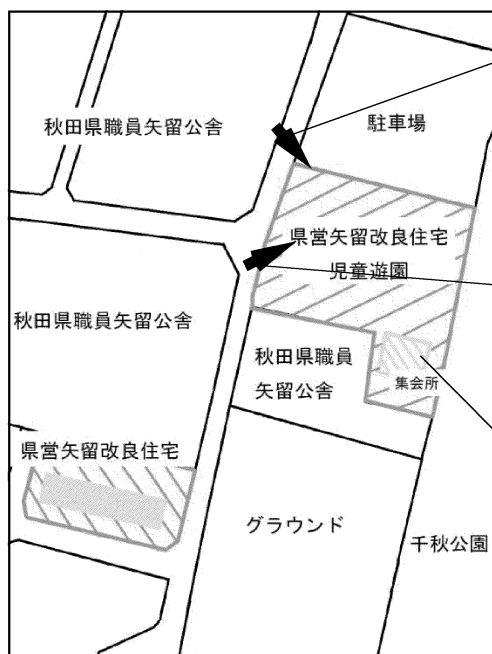
県営矢留改良住宅児童遊園及び同改良住宅集会所を廃止することとする。

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。

【参考】県営矢留改良住宅児童遊園・集会所

○児童遊園周辺位置図



児童遊園
(北西側)



児童遊園
(南西側)



集会所
(正面)

○所在地：秋田市千秋矢留町9番13の一部外

○児童遊園：S48築造、2,071.31㎡

○集会所：S49築、鉄骨造平屋、102.90㎡

○廃止後の用途：秋田市管理の児童遊園地として、機能形態を維持する

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
三略	略	略	略
	略	略	略
別表第一（第二条関係） 一 略 二 改良住宅及び共同施設		別表第一（第二条関係） 一 略 二 改良住宅及び共同施設	
名称 改良住宅 共同施設		名称 改良住宅 共同施設	
位置 秋田市千秋矢留町		位置 秋田市千秋矢留町	

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例案について

平成31年2月14日
建築住宅課

1 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県建築基準条例の一部を改正

建築基準法の改正により、既存建築物を一時的に店舗等として使用する場合の規制の合理化が行われたことにあわせて、条例の規定も同様の効果を発揮するように条例における建築物の敷地と道路との関係に係る制限の規定を適用しないこととする。

（第14条関係）

(2) 建築基準法の改正にあわせて、秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例ほか2条例において引用している建築基準法の条項を改める。

3 施行期日

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行日から施行することとする。

【参考1】建築基準法改正の概要

既存ストックを多様な形で利用を促進するため、既存建築物を一時的に店舗等の他用途に転用する場合、仮設店舗等を新築する場合と同様に、一部の規定を緩和する制度が導入された。

【参考2】建築基準法改正と条例改正の関係

建築基準法	秋田県建築基準条例
法第85条第5項、第6項（既存規定） 店舗等の仮設建築物を建築する場合、期限を定めて許可を得ることにより法令の規定*が適用されない。 法第87条の3第5項、第6項（新設規定） <u>既存建築物の用途を変更して一時的に店舗等に使用する</u> 場合、許可を得ることにより、法令の規定*が適用されない。 ※法令の規定 防火・避難規定の一部、建築物の接道等の規定など。	条例第14条（仮設店舗等に対する適用除外） 法改正の趣旨に即し、 <u>既存建築物の用途を変更して一時的に店舗等に使用することの許可を受けた場合</u> も、建築物の接道の付加規定を適用除外とする。

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県建築基準条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（仮設興行場等に対する適用除外） 第十四条 法第八十五条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた興行場等については、第六条から前条まで の規定は、適用しない。</p>
<p>旧</p>	<p>（仮設興行場等に対する適用除外） 第十四条 法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた仮設興行場等 については、第六条から第八 条まで、第十一条及び前条の規定は、適用しない。</p>
<p>秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（第二条第一号による改正）</p>	
<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>別表（第二条関係） （表 略） 備考 一～三 略 四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。 五 略</p>	<p>別表（第二条関係） （表 略） 備考 一～三 略 四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。 五 略</p>

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（第二条第二号による改正）

新	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>	新
旧	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>	旧

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部改正（第二条第三号による改正）

新	<p>（手数料の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>6 略</p>	旧
旧	<p>（手数料の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>6 略</p>	旧

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成31年2月14日
建築住宅課

1 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行により、新設される建築基準法の許可等を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

手数料の区分				手数料の額	備考
別表の項	建築基準法改正事項				
	条-項	許可等の内容	許可等の対象		
12	48-16	用途規制の特例許可	特例許可を受けた建築物の増改築等の場合（第1号）	120,000	参考 (1)
			特例許可実績の多い用途等の場合（第2号）	140,000	
15	53-5	建蔽率の特例許可	前面道路側に壁面線指定を行った場合等	33,000	参考 (2)
39 40	87の3 -5、6	用途変更による一時的な使用の許可	建築物の用途を変更して店舗等として使用する場合	36,000 ~ 160,000	参考 (3)
50	87の2 -1	用途変更に係る全体計画の認定	段階的、計画的な改修により、用途変更を行う場合	5,000 ~ 460,000	参考 (4)

3 施行期日

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行日から施行することとする。

【参考】建築基準法改正の概要

(1) 用途規制の適用除外に係る手続きの合理化（法第48条）

- 用途規制の適用除外に係る手続きを合理化するため、用途規制の特例許可において、建築審査会の同意又は公聴会を不要とする場合が規定された。

(2) 建蔽率規制の合理化（法第53条第5項）

- 道路幅員が狭く火災時の避難や消火活動に支障がある地域において、壁面線を指定し、道路と一体となった広い空間を確保した場合、建蔽率を緩和する制度が導入された。

(3) 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和（法第87条の3）

- 既存ストックを多様な形で利用促進するため、既存建築物を一時的に店舗等の他用途に転用する場合、一部の規定を緩和する制度が導入された。

(4) 用途変更に係る全体計画認定制度の導入（法第87条の2）

- 既存ストックを多様な形で利用促進するため、用途を変更する場合に階ごとに工事を分ける等、段階的・計画的な改修が可能となる制度が導入された。

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
<p>別表（第二条関係）</p> <p>区分</p> <p>一～三</p> <p>四 法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物等の仮使用の認定の申請</p>		<p>別表（第二条関係）</p> <p>区分</p> <p>一～三</p> <p>四 法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物等の仮使用の認定の申請</p>	
<p>手数料の額</p> <p>略</p>		<p>手数料の額</p> <p>略</p>	
<p>五～十一</p> <p>十二 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書（これらの規定を法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用</p>		<p>略</p> <p>十八万円（法第四十八条第十六項第一号に該当する場合にあつては十二万円、同項第二号に該当する場合にあつては十四万円）</p>	
<p>五～十一</p> <p>十二 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書（これらの規定を法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用</p>		<p>略</p> <p>十八万円</p>	

途地域等における建築等の許可の申請	十三・十四	十五 法第五十三条第四項又は第五項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	十六 法第五十三条第六項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	十七〜三十八	三十九 法第八十五条第五項の規定による仮設興行場等の建築又は法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請	四十 法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築又は法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請
	略	略	略	略	略	略

途地域等における建築等の許可の申請	十三・十四	十五 法第五十三条第四項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	十六 法第五十三条第五項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	十七〜三十八	三十九 法第八十五条第五項の規定による仮設興行場等の建築	四十 法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築
許可の申請	略	略	略	略	略	略

<p>四十一～四十九</p>	<p>五十 法第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の第二項の規定による既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定又は法第八十六条の八第三項（法第八十七条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該全体計画の変更の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>五十一 法第八十七条の四（法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>五十二 法第八十七条の四において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の四において準用する法第十八条第十六項の規定による建築設備に関する工事の完</p>
略	略	略	略

<p>四十一～四十九</p>	<p>五十 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定又は同条第三項</p> <p>の規定による当該全体計画の変更の認定の申請</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>五十一 法第八十七条の二（法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>五十二 法第八十七条の二において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第十六項の規定による建築設備に関する工事の完</p>
略	略	略	略

<p>了の通知 五十三〜五十七</p>	<p>略</p>
<p>備考 一〜六 略</p>	<p>七 この表三十九の項の床面積の合計は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める床面積について算定する。</p> <p>イ 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>ロ 建築物の用途を変更する場合 当該用途の変更に係る部分の床面積</p> <p>八 この表五十の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。）</p> <p>） 当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>ニ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一</p>
<p>了の通知 五十三〜五十七</p>	<p>略</p>
<p>備考 一〜六 略</p>	<p>七 この表五十の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（ニに掲げる場合を除く。）</p> <p>） 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>ニ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一</p>